

## 7 審査結果の意見・講評

令和4年度下水道事業会計の審査の結果、会計処理や決算事務について、一部に誤りが見られ、決算書や決算附属書類の修正を求めた。誤りの原因は、職員の確認不足・認識不足や、組織的な確認不足があったためとしている。

前年度も、チェック機能をはじめとした内部統制の強化を求めたところ、企業局全体でチェック機能の強化に取り組んだとのことであり、誤りの件数は減少しているが、本年度2月には下水道使用料の賦課・徴収漏れが発覚している。再発防止に努めるとともに、引き続き、職員の育成など、内部統制の強化に真摯に取り組まれない。

### (1) 事業概要

下水道事業は、計画的な污水管渠整備を行うと共に、下水道施設の老朽化対策・耐震化、豪雨による浸水対策を進めている。

污水対策事業として、未普及地域への污水管渠布設工事を実施した。また、中央・南部浄化センターの水処理施設や汚泥処理施設の電気・機械設備の更新、各中継ポンプ場の設備更新など、施設の長寿命化に取り組んでいる。

浸水対策としては、久留米大学や御幣島公園の雨水貯留施設築造工事や、金丸・京町雨水幹線の整備などを実施している。

### (2) 経営成績及び財政状態

総収益、総費用ともに前年度に比べ増加しているが、下水道施設の減価償却費の増加などにより、総費用の増加が総収益の増加を上回ったため、当年度純利益は、前年度に比べ減少した。経常収支比率は、健全経営の水準となる100%を上回ってはいるものの、前年度に比べ1.1ポイント低下した。本業の経営成績を表す営業収支比率は、3.4ポイント低下した。当年度純利益、経常収支比率、営業収支比率ともに、2年連続の低下となっている。

資本的収支についてはマイナスで、内部留保している資金で補填し、なお不足する額を一時借入金（起債前借）で措置しており、厳しい経営状況にある。

企業債の未償還残高は、平成28年度以降急増し、本年度末では67,483百万円である。本年度の使用料収入は4,695百万円であり、使用料収入に対する企業債残高の割合である企業債残高対事業規模比率は、1,175.4%<sup>(注)</sup>となる。この比率は本年度の使用料収入の約11.8倍の企業債残高があることを示している。他団体との比較が可能な令和3年度の企業債残高対事業規模比率は1,151.8%で、類似団体平均の890.2%との比較で261.6ポイント、全国平均の635.8%との比較では516ポイント高く、企業債の未償還残高が極めて多い状況となっている。

### (3) 意見・講評

度重なる豪雨による浸水被害への対策が求められる中、雨水処理に要する経費は前年度よりは減少したものの、過去5年の金額と比べると高い金額となっている。そうした中、一般会計からの繰入金の総額は平成28年度から定額で推移しているため、相対的に污水処理に要する経費への充当額が少なくなっている。このため前年度も、一般会計からの繰入金の適切な額の確保について、一般会計財政担当部局と協議するよう求めたところであるが、結果として、予算編成時期までに協議が間に合わなかったという理由で、令和5年度予算においても繰入金は同額のままで

ある。汚水処理にかかる 1 m<sup>3</sup>当たりの利益額が、前年度から連続してマイナスとなっている。経営の健全化の視点から、一般会計からの繰入金の適切な額の確保について、令和 5 年度中に方針を示されたい。

また、令和 3 年 3 月に策定した「久留米市上下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という）」における投資・財政計画では、経常損益が令和 8 年度には赤字に転じ、年を追うごとに赤字幅が大きくなると推計しているが、その主な原因は、未普及地域への下水道の整備や下水道施設の更新・改築など、投資の増大に伴い増加する減価償却費である。計画どおりに下水道の整備を拡充すれば、非常に厳しい経営状況となることは避けられない。未普及地域への整備計画については、令和 5 年度までに見直しを行うとのことであるが、見直しに当たっては、類似団体の経営状況等を参考にするとともに、汚水管渠や下水道施設の整備状況及び老朽化の現状等を踏まえた、詳細な経営分析に基づく将来の収支シミュレーションを複数作成して検討されたい。また、経営戦略において、収支改善のために必要な取り組みとして掲げている「ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減」等の項目についても、早急に検討・実施されたい。

（注）企業債残高対事業規模比率（％）の算出方法は、（企業債残高－一般会計負担額）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100 である。